

付 議 第 1 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案

へき地等学校等を指定する規則（平成 16 年高知県教育委員会規則第 2 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年 3 月 3 日教育委員会規則第 1 号）

(委任事務)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の主な内容

この規則は、現在へき地学校等として指定している学校の廃止に伴い、必要な改正を行おうとするものである。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年5月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の高岡郡の四万十町の項を次のように改める。

四万十町	米奥小学校	平成22年4月1日
	若井川小学校	平成18年3月20日
	家地川小学校	”
	興津小学校	平成22年4月1日
	大奈路小学校	平成18年3月20日
	北ノ川小学校	”
	十川小学校	”
	広井小学校	”
	昭和小学校	平成22年4月1日
	興津中学校	”
	北ノ川中学校	平成18年3月20日
	十川中学校	”
	昭和中学校	平成22年4月1日
四万十町立十和学校給食センター	”	

別表第2の幡多郡の黒潮町の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新

へき地等学校等を指定する規則

(平成16年高知県教育委員会規則第2号)

別表第1 (第2条関係)

へき地学校等

1 級地	2 所在市町村		3 小学校、中学校及び共同調理場	4 指定日
1級	略		略	略
	高岡郡	略	略	略
		四万十町	米奥小学校	平成22年4月1日
			若井川小学校	平成18年3月20日
			家地川小学校	"
			興津小学校	平成22年4月1日
			大奈路小学校	平成18年3月20日
			北ノ川小学校	"
			十川小学校	"
			広井小学校	"
			昭和小学校	平成22年4月1日
			興津中学校	"
			北ノ川中学校	平成18年3月20日
			十川中学校	"
			昭和中学校	平成22年4月1日
四万十町立十和学校給食センター	"			
略	略	略	略	

別表第2 (第3条関係)

へき地学校に準ずる学校等

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
略	略	略
幡多郡	三原村	略

旧

へき地等学校等を指定する規則

(平成16年高知県教育委員会規則第2号)

別表第1 (第2条関係)

へき地学校等

1 級地	2 所在市町村		3 小学校、中学校及び共同調理場	4 指定日
1級	略		略	略
	高岡郡	略	略	略
		四万十町	米奥小学校	平成22年4月1日
			若井川小学校	平成18年3月20日
			家地川小学校	"
			興津小学校	平成22年4月1日
			大奈路小学校	平成18年3月20日
			北ノ川小学校	"
			十川小学校	"
			広井小学校	"
			昭和小学校	平成22年4月1日
			興津中学校	"
			大奈路中学校	平成18年3月20日
			北ノ川中学校	"
			十川中学校	"
昭和中学校	平成22年4月1日			
四万十町立十和学校給食センター	"			
略	略	略	略	

別表第2 (第3条関係)

へき地学校に準ずる学校等

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
略	略	略
幡多郡	三原村	略
	黒潮町	北郷小学校 3/31 廃止

へき地手当等について

1 概要

(1)へき地手当

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校及び中学校等に勤務する職員に対して支給される手当（公立学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第15条）

(2)へき地手当に準ずる手当

へき地等学校等の存する地域の中学校区の範囲内に住居移転した場合に支給される手当（給与条例第15条の2）

2 へき地手当の額

(1)へき地手当

（給料の月額＋扶養手当の月額）×支給割合

【支給割合】	準ずる学校	1%
	1級地	3%
	2級地	5%
	3級地	7%
	4級地	14%
	5級地	18%

(2)へき地手当に準ずる手当

（給料の月額＋扶養手当の月額）×4%（異動から5年間）

（給料の月額＋扶養手当の月額）×2%（6年目）

3 へき地の級地

へき地条件の程度を測定するための基準点数（【例】最寄りの駅、病院、郵便局等までの距離を点数化。遠距離ほど高得点。）と、基準点数の算定方法では捕捉し難い特別のへき地条件を測定するための付加点数（調整点数。【例】自然条件、遠距離通学の児童数、勤務する教職員数等を点数化。）との合計点数に応じて決定される。

準地 35～44点 1級地 45～79点 2級地 80～119点

3級地 120～159点 4級地 160～199点 5級地 200点以上

なお、県内のへき地学校は次ページのとおり。

市町村名	学校名	級地	市町村名	学校名	級地	市町村名	学校名	級地
高知市	土佐山中学校	準へき	四万十市	大用中学校	1級地	津野町	中央小学校	1級地
室戸市	佐喜浜小学校	1級地		大川筋中学校	1級地		東津野中学校	1級地
	三高小学校	1級地	東洋町	甲浦小学校	1級地	葉山中学校	準へき	
	中川内小学校	1級地		野根小学校	1級地	米奥小学校	1級地	
	佐喜浜中学校	1級地		甲浦中学校	1級地	若井川小学校	1級地	
	中川内中学校	1級地		野根中学校	1級地	家地川小学校	1級地	
	安芸市	東川小学校	1級地	馬路村	馬路小学校	1級地	志和小学校	2級地
須崎市	浦ノ内小学校	準へき	魚梁瀬小学校		3級地	興津小学校	1級地	
宿毛市	橋上小学校	準へき	馬路中学校		1級地	田野々小学校	準へき	
	橋上中学校	1級地	魚梁瀬中学校		3級地	大奈路小学校	1級地	
	沖の島中学校	4級地	大豊町	大豊小学校	準へき	北ノ川小学校	1級地	
土佐清水市	下ノ加江小学校	準へき	大川村	大川小学校	2級地	十川小学校	1級地	
	窪津小学校	準へき		大川中学校	2級地	昭和小学校	1級地	
	足摺岬小学校	1級地	いの町	長沢小学校	2級地	興津中学校	1級地	
	三崎小学校	準へき		洞水第一小学校	1級地	大正中学校	準へき	
	下川口小学校	1級地		本川中学校	2級地	北ノ川中学校	1級地	
	足摺岬中学校	準へき	仁淀川町	池川小学校	1級地	十川中学校	1級地	
	三崎中学校	準へき		名野川小学校	1級地	昭和中学校	1級地	
	下川口中学校	1級地		長者小学校	1級地	三原村	三原小学校	準へき
四万十市	大用小学校	1級地		別府小学校	1級地		三原中学校	準へき
	川登小学校	1級地		池川中学校	1級地	黒潮町	拳ノ川小学校	1級地
	口屋内小学校	2級地		仁淀中学校	1級地			
	津野川小学校	1級地	中土佐町	大野見小学校	1級地			
	大宮小学校	3級地		大野見中学校	1級地			
	須崎小学校	2級地	橋原町	橋原小学校	1級地			
	本村小学校	準へき		橋原中学校	1級地			

(注) 休校中の学校及び共同調理場は除く。